

## 介護保険法に基づく訪問介護事業所運営規程

(事業の目的)

**第1条** 社会福祉法人美濃加茂市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が開設する訪問介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護、指定予防訪問介護及び介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）訪問介護サービス、訪問型サービスAの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員養成研修、介護職員初任者研修若しくは美濃加茂市が指定する研修の修了者（以下「訪問介護員等」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者若しくは総合事業の対象者等に対し、適切な事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

**第2条** 事業所の訪問介護員等は、この事業を利用する者（以下「利用者」という。）の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行い、利用者の心身機能の維持、向上を図る。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス提供機関との緊密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

**第3条** 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 美濃加茂市社会福祉協議会
- (2) 所在地 美濃加茂市深田町三丁目5番8号

(職員の職種、員数及び職務内容)

**第4条** 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名  
管理者は、事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) サービス提供責任者 2名以上  
サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護の利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行う。
- (3) 訪問介護員等 10名以上  
訪問介護員等は、指定訪問介護、指定予防訪問介護及び総合事業訪問介護サービス、訪問型サービスAの提供に当たるものとする。

(営業日及び営業時間)

**第5条** 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日及び12月29日から翌年1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。
- (3) サービス提供日 月曜日から日曜日までとする。ただし、12月29日から翌年1月3日までを除く。
- (4) サービス提供時間 午前7時30分から午後8時までとする。
- (5) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制をとるものとし、利用者及びその家族から、営業日並びに営業時間以外に事業の要請があった場合には、必要に応じ訪問介護員等を派遣するものとする。

(通常の事業の実施地域)

**第6条** 通常の事業の実施地域は、美濃加茂市の区域とする。

(事業の内容及び利用料等)

**第7条** 事業の内容は、次のとおりとし、事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、その1割、2割又は3割の額とする。

- (1) 身体介護
- (2) 家事援助
- (3) 相談、助言

2 サービス利用の当日に正当な事由なく取消の連絡がなかった場合は、取消料を徴収することがある。

(緊急時等における対応方法)

**第8条** 訪問介護員等は、事業を実施中に、利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに医療機関に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(秘密保持)

**第9条** 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するものとする。ただし、他のサービス提供機関と連携する上で個人情報の開示が必要な場合には、利用者又はその家族からあらかじめその旨の了解を得ておくものとする。

2 職員であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を職員との雇用契約の内容とする。

(虐待防止に関する事項)

**第10条** 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
  - (2) 虐待防止のための指針を整備する。
  - (3) 職員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。
  - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に擁護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束の禁止)

### 第11条

事業所は、訪問介護等の提供に当たっては、利用者又はほかの利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行ってはならない。

- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他の必要な事項を記録しなければならない。
- 3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次の措置を講じなければならない。
  - (1) 身体拘束等の適正化を図るための対策を検討する委員会の設置
  - (2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備
  - (3) 身体拘束等の適正化のための研修の実施

(衛生管理等)

**第12条** 事業所は、事業所において感染症が発生し、またはまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(就業環境の確保)

**第13条** 事業所は、適切な訪問介護等の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的關係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超

えたものにより、従業員の就業環境を害されることを防止するための方針の明確化等（美濃加茂市社会福祉協議会就業規則 第 33 条）の必要な措置を講ずるものとする。

（苦情処理）

**第 14 条** 事業所は、提供した事業に対する利用者からの苦情については、社会福祉法人美濃加茂市社会福祉協議会苦情解決の組織及び取扱規程に基づき処理するものとする。

（損害賠償）

**第 15 条** 本会の会長は、利用者に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行わなければならない。

（その他運営についての留意事項）

**第 16 条** 事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとする。また、業務体制を整備するものとする。

（1）採用時研修 採用後 1 箇月以内

（2）継続研修 年 1 回以上

2 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は本会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成 14 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。